

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 3117号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



大山を望む花の丘 (鳥取県南部町)

### もくじ

- 政 策
- フォーラム
- 随 情
- 想 報

「文化観光」による地域づくりに向けて 政策課長 榎本剛……………(2)

陶器と農業の町 波佐見町  
「陶・農」兼業によるライフスタイルの提案 長崎県波佐見町……………(6)

町村Navi……………(10)

基礎自治体の誇り〜小さいことほど丁寧に、当たり前のことほど真剣に〜  
徳島県石井町長 小林 智仁……………(12)

### コラム

#### 観光のリスクマネジメント

「観光地継続マネジメント(DCM)」の導入と普及に向けて

國學院大學 研究開発推進機構 新学部設置準備室 教授 梅川 智也

新型コロナウイルスの感染拡大が続いている(3月上旬現在)。特に中国、韓国との繋がりが強かった地域や緊急事態宣言が出された北海道では大打撃を被っており、地域としても産業界としても危機感を抱くリーダーや経営者は少なくない。こうした時期こそ、中長期的な視点で人材育成や研修事業を充実させたり、収束以後の対策を練ったりしている地域もあり、観光地を持つ町村においては観光のリスクマネジメントを真剣に考えなければならぬ良い機会ともいえる。

観光分野のリスクといえは、地震や火山の噴火、台風、豪雨、豪雪などの自然災害(水不足、雪不足もリスクとなる)だけでなく、テロや戦争、外交関係の悪化、特定国への依存、さらには感染症など幅広く存在する。特に2011年の東日本大震災以降、地球温暖化の影響もあって、自然災害系のリスクが顕在化する頻度が高まっていると感じるのは私だけではないだろう。さらにグローバル化や移動の容易性が高まるにつれて地球規模での感染症系リスクは格段と高まっている。

こうしたリスクを平常時から想定し、いつ現実のものとなっても、なるべく早く通常の状態に戻す準備をしておくことをリスクマネジメントと言う。企業経営の分野には「事業継続計画(BBCP)」の策定がある程度進んでいるが、観光地の場合、他所に移転して

事業を継続することができないにも関わらず、観光地全体での事業継続という概念は希薄である。観光地経営の観点からは、危機や災害の発生による①観光客の落ち込みを最小限にし、かつ②如何に早期に元の状態に戻すかの2点が重要となる。しかも計画を策定するだけにとどまらず、いつでも実行に移せるよう関係者の間で訓練しておく必要がある。こうした取組を「観光地継続マネジメント(DCM)」と称し、その導入・普及が推奨されている。

例えば、観光産業を代表する旅館・ホテルなど宿泊業は、一旦危機や災害が発生すると、翌日から需要は激減、売上は限りなくゼロに近づく。そうした中で従業員の雇用を確保し、仮に自施設が被害に遭った場合、その修繕費も確保しなければならぬ。また、地域産業と密接にリンクする宿泊業の調達は裾野が広く、地域の食材など第一次産業だけでなく、お菓子や漬物といった製造業、クリーニングやマッサージなどサービス業、そして流通業など地域経済に多大な影響を与える。「雇用調整助成金」などの現行制度に加え、観光産業・観光地の永続的な発展のためには、例えば農業や漁業など他分野の事例も参考しつつ、復旧だけでなくとまらない復興を含めたより総合的な支援制度の創設が今こそ必要とされている。

### 写真キャプション

年間400品種、200万本もの花が見られる日本最大級のフラワーパーク「とっとり花回廊」。メインフラワーであるユリは、1年中見られるよう開花調節をし、展示している。「水上花壇」や霧が吹き出す「霧の庭園」、「花の谷」等見ごたえ十分な展示が多数。

# 「文化観光」による地域づくりに向けて

## 文化庁 政策課長 榎本剛

### 1 新しい法律「文化観光推進法」

文化庁と観光庁が協力して、新しい法律の準備を進めています。「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（略称「文化観光推進法」）とあります。

### 2 「文化→観光→経済→(再び文化へ)」のサイクルをつくる

この法律は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、この経済効果を文化の振興に再投資していくサイクルをつくりだすのが目的です（図1）。近年、文化に着目した観光が注目されています。訪日外国人旅行者の消費行動が、「モノ消費」から、日本ならではの文化を体験・体感する「コト消費」へシフトしていると言われます。外国人旅行者の3割が、日本で博物館・美術館を訪れているなど、文化施設を中心とした観光需要が高まっているのも、その反映と考えられます。

そこで、文化施設が、こうした動きにさらに対応できるように、

①来訪者が学びを深められるよ

う、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行う、

②来訪者を惹きつけるような、積極的な情報発信や、交通アクセスの向上、多言語・Wi-Fi・キャッシュレスの整備を行う、

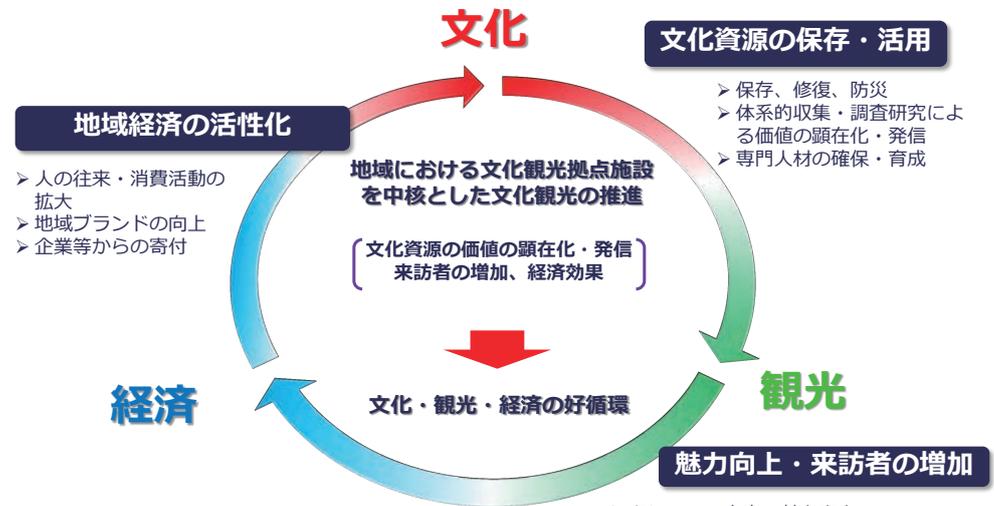
など文化施設そのものの機能強化や、さらに地域一体の取組を進めていくことを目指しています。

なお、文化施設という場合、博物館、美術館、社寺の宝物館、地域のお祭りを紹介する施設などを想定しています。

### 3 「文化観光」って何？

自治体の中には、部局の名称に「文化観光」を使っているところもあると思います。今回、「文化観光」と

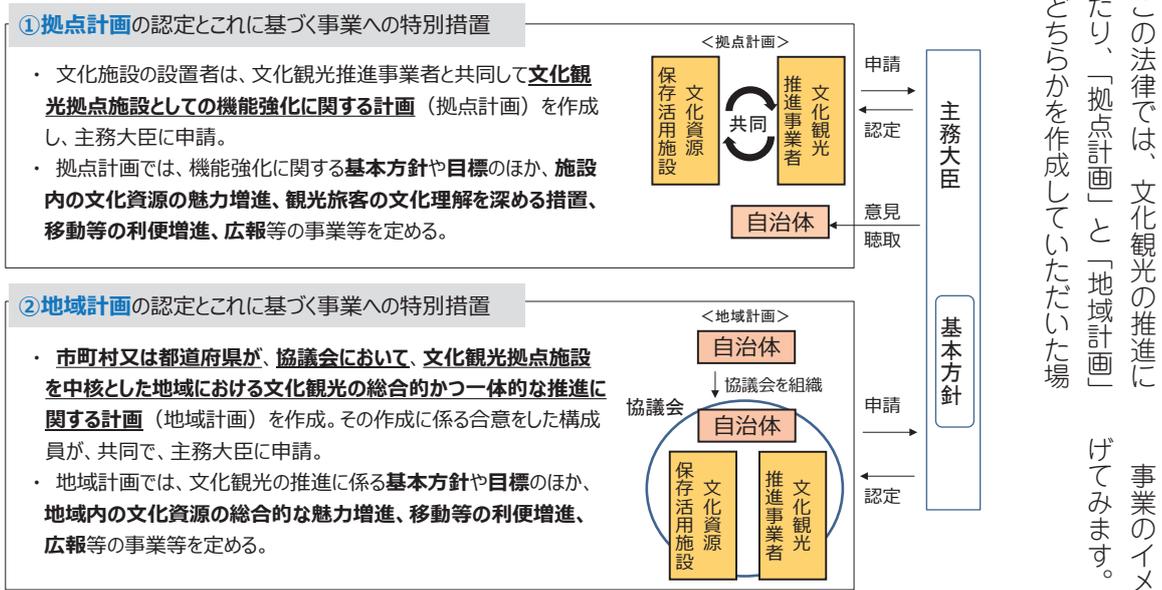
図1 「文化観光推進法」で目指す文化・観光・経済の好循環



いう用語をはじめ法律の用語として使いますが、ここでは「文化観光」を「文化への理解を深めることを目的とする観光」と定義しています。つまり、人々の文化への興味や関心の高まりに対応して文化と観光の施策と結びつけようとするものであ

政 策

図2 拠点計画と地域計画



り、文化の重要性を強調しています。

**4 どのような法律？**

合に、それを国の主務大臣（文部科学大臣と国土交通大臣）が認定して支援することを想定しています（図2）。

事業のイメージとして2種類を挙げてみます。

●イメージ1（「拠点計画」の場合）

ある地方の美術館に日本絵画などの貴重なコレクションがあり、来訪者は国内の人が中心で、その人数もそれほど増えていないケースがあると考えられます。

この美術館では、より多くの海外からの来訪者にも日本絵画の素晴らしさを伝えたいと考えており、この場合には、美術館が、地元観光協会や旅行業者と共同で「拠点計画」を作成し、主務大臣による認定と支援を受けて、外国からの来訪者向けの分かりやすい多言語での解説

●イメージ2（「地域計画」の場合）

自治体を中心となつて、その地域にゆかりのある映画監督に関連した資料を展示した施設を設置して、SNSにより海外でも高い評判を得ていますが、来訪者を増やすには、交通の利便性の改善が必要であると考えられているケースがあると考えられます。

この場合には、自治体が、観光地域づくり法人（DMO）や地元の商店街などと連携して「地域計画」を作成し、主務大臣による認定と支援を受けて、バスの増便による交通アクセスの改善を図る、また、道路に映画の登場人物のオブジェや俳優の手形等を配置して街全体を周遊できる環

図3 「文化観光推進法」による特例措置

拠点計画、地域計画とも対象

**法律上の措置**

- 国等による文化資源の公開への協力**  
国や国立博物館は、その所有する文化資源を文化観光拠点施設において公開するよう協力。
- 交通アクセスの向上**  
共通乗車船券の発行に必要な届出のワンストップ化、道路運送法・海上運送法の事前届出を事後届出で足りるとする手続簡素化。
- 日本政府観光局（JNTO）による海外宣伝等**  
拠点計画・地域計画における文化観光拠点施設や地域について、日本政府観光局が海外向けプロモーション等を行う。
- 国・地方公共団体・国立博物館等による助言等**  
国立博物館等が多言語化やICTを活用した展示等について助言等を行う。国・地方公共団体が計画の円滑な実施のために助言等を行う。

地域計画のみ対象

- 文化財の登録の提案**  
地域計画の認定を受けた地方公共団体が、文化財の専門的な調査を行い、価値が認められれば、文化財登録原簿への登録を提案できる。

**税制措置**

○博物館に美術品を譲渡・寄附した際の所得税の特例措置の創設  
認定を受けた拠点計画・地域計画に基づく事業の実施のために独立行政法人・地方独立行政法人に個人が美術品を寄附する際の特例適用に係る手続を簡素化

やツアーの組成、日本政府観光局（JNTO）による海外宣伝を行うといった取組が可能となります。

境をつくる、といった活動を行い、これにより地元の商店街の活性化にもつながると考えられます。

政 策

図4 博物館等を中核とした文化クラスター推進事業

令和2年度予算額 1,490百万円(新規)

趣旨	認定を受けた拠点計画・地域計画に基づき実施される事業に対し、博物館コレクション等の磨き上げ(調査・データベース・多言語化等)、Wi-Fi・キャッシュレスの整備、学芸員等の確保、バリアフリー、展示改修等の整備等について支援を行う。
事業内容	<p>◎事業概要 地域の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の魅力発信、観光振興、多言語化や開館時間の延長、ユニークメニューの促進など、博物館を中核とした文化クラスター創出に向けた文化資源の面的・一体的整備の支援。</p> <p style="text-align: center;"><b>文化観光拠点の機能強化</b></p> <p>◎博物館コレクション等の磨き上げ(調査・データベース・多言語化等)に係る支援 ◎学芸員やインバウンド支援職員等の確保 ◎施設案内等の多言語化、展示改修等の整備支援を追加</p>
補助	<p>■補助事業者：文化観光拠点施設となる博物館等の文化施設や実行委員会等 ■補助金額：予算の範囲内で補助対象経費の2/3</p> <p style="font-size: small;">(国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置)</p> <p style="text-align: center;"><b>積算</b></p> <p>■積算件数 25件(1件50百万円)</p>

このように、文化施設を中核とし



また、文化施設の機能強化を進めるため、博物館コレクション等の解説の多言語化、Wi-Fi・キャッシュレスの整備、学芸員等の確保、バリアフリー、展示改修等の整備などの予算支援が文化庁からなされます(図4)。

また、文化施設の機能強化を進めるため、博物館コレクション等の解説の多言語化、Wi-Fi・キャッシュレスの整備、学芸員等の確保、バリアフリー、展示改修等の整備などの予算支援が文化庁からなされます(図4)。支援規模の目安は、年間おおよそ5,000万円であり、補助率は3分の2としています。また、国の認定を受けた事業に係る地方負担分は、特別交付税措置がされることになっています。

て、文化観光の推進に関する計画が認定されると、その計画に基づく事業への法律上の特例が講じられます(図3)。具体的には、国等による文化資源の公開への協力、交通アクセスの向上、JNTOによる海外宣伝、国・地方公共団体・国立博物館等による助言、文化財の登録の提案が可能となります。



文化庁では、法律をつくる準備で、多くの自治体や文化施設と意見交換を行いました。その中で、地域で大切に守られてきた文化財や、地域に関わりあるマンガ・アニメなど、魅力的な文化資源を有しており、これを観光やまちづくりに活用したいといった相談をいただきました。

今回の新制度は、既存の取組や実績を評価して文化施設や地域自体を認定するのではなく、文化施設や地域における将来への計画を認定し、計画に基づく事業に支援を行います。したがって、既に誘客に成功している文化施設や地域が、更なる文化観光の推進のために計画を作成し認定を受けることもできますが、加えて、

- ①国内外からの来訪者を惹きつけるための解説・紹介・発信に関する課題や、
- ②国内外からの来訪者が来訪しやすくするための交通手段等の利便性向上に関する課題、

を抱え、それらの解決に意欲的に取り組もうとする文化施設や地域が、この法律に基づく支援により、一層

## 車両共済(保険)のご案内

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

**株式会社 千里 (取扱代理店)**

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

**TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325**

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団協約を締結し、実施しているものです。  
●集団協約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。  
このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

[SJNK17-16682(2017.12.28作成)]

政 策

の文化観光を進めることが可能となります。

7 何が新しい？

これまで、文化庁では、文化資源の保存・修復・防災、体系的収集・調査研究、専門人材の確保・育成に  
関し、文化財保護法やこれに基づく  
予算支援等に努めています。

今回の新制度は、こうした既存の  
法律や予算による文化振興を土台  
に、多様な文化資源を有する文化施  
設の機能強化を図るため、新たに文  
化観光推進事業者との連携を制度と  
して設け、

・地域の文化資源の魅力を、来訪者  
に分かりやすく伝える、

・来訪者を惹きつけるような積極的  
な情報発信、交通アクセスの向上、  
多言語・WiFi・キャッシュ  
レスの整備などを行う、

といったことについて、法律上の特  
例措置と財政支援を通じて推進する  
ものです。

このように、文化施設に焦点を当  
てて文化観光の推進を図る取組は、  
文化庁の既存の法律にはありません  
でした。

8 今後の手続きは？

今後、文化庁では、法律が制定さ  
れた場合、具体的な手続きなどを省  
令や「基本方針」として公表します。  
それを受けて、認定を希望するこ  
ろを公募する予定です。

この原稿の執筆時点（4月初旬）  
では、新型コロナウイルスの影響を  
受けて、閉館している文化施設も少  
くないと思います。

一方、この法律は、文化観光を推  
進するための制度的な枠組みを規定  
するものです。今後、各地で、文化  
施設による活動が活発に行われる状  
況が到来するときに備えて準備を進  
めます。

このため、今年4月に、文化庁に  
文化観光担当の参事官を新設しまし  
た。これにより、各地の自治体から  
の相談に丁寧に対応していくことに  
しています。また、文化庁では、観  
光庁を始め関係省庁との緊密な連携  
を通じて、文化観光の推進に強力に  
取り組むことにしています。

★事業の相談・連絡先

文化庁参事官（文化観光担当）

電話 03-67734-4869

# 先進事例検索システム

地方公共団体の財政運営・公営企業経営などの取組みに活用！

ココが POINT!

800件を超える多様な取組みデータベース

地方公会計の活用や水道の広域化など、具体的な取組み事例が800件以上あり、充実したデータベースです。データは随時追加しているため、常に最新の取組み事例を確認できます。

8つの事例区分による絞り込み&フリーワード検索機能

8つの事例区分やフリーワードで、簡単に絞り込んで検索できます。膨大なデータベースの中からも、自団体が現在抱えている課題に沿った取組み事例を、すぐに見つけられます。

行政改革	公共施設管理	地域活性化
第三セクター	公会計	
公営企業	中長期財政運営	AI・RPA活用

任意の検索条件
公営企業 #1
事例区分 #2
団体名 #3
事例区分(大) #4



▼ 先進事例検索システムはこちらから  
<http://jirei.jfm.go.jp/>

JFM先進事例検索システム 検索

登録手続き不要

利用はすべて無料



展望所から眺める鬼木棚田

現地レポート 町村独自のまちづくり



陶器と農業の町 波佐見町  
「陶・農」兼業によるライフスタイルの提案

長崎県

波佐見町

地域農政未来塾 生源寺眞一塾長が訪問

長崎空港から車で1時間。南国の雰  
囲気が漂う海沿いを走り、さらに内陸  
へ進むと緑豊かな町、波佐見町に辿り  
着きます。

このたび、地域農政未来塾の生源寺  
眞一塾長（福島大学教授）が波佐見町  
を訪問。地域農政未来塾第3期にて最  
優秀論文を受賞した今里奎介氏（農林  
課）を訪ね、町の取り組みや、今里氏  
が論文において提唱した「陶・農」兼  
業によるライフスタイルについて話を  
伺い、町の視察を行いました。

地域農政未来塾とは

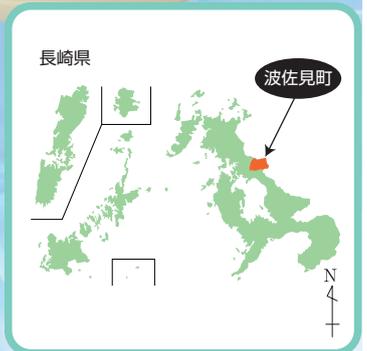
地域農政未来塾とは、平成28年度に  
開講した全国町村会が主催する若手町  
村職員向けの研修です。毎年約20名、

5月から翌年1月にかけて、毎月1回  
2日間にわたり、合計36コマのカリ  
キュラムを提供しています。6月から  
は4つのゼミに分かれ、論文執筆に向  
けた指導やディスカッションを行うと  
ともに、泊りがけの現地調査も行いま  
す。受講生は年明けに約1万字の論文  
を執筆し、20分間の論文発表を行い修  
了となります。

今里氏は、この論文において波佐見  
町の特徴である兼業と農業の兼業によ  
る新しいライフスタイルを提案。担い  
手不足に直面する町の基幹産業に対し  
、定年後に移住してくる方や子育て世代  
をターゲットに、町の持続的発展につ  
ながるライフスタイルを提唱しました。

波佐見町の概要

波佐見町は長崎県のほぼ中央、東彼  
杵郡の北部に位置し、人口14,65



## フォーラム

2人(2020年2月末時点)、面積56・00km<sup>2</sup>の町です。東側(旧上波佐見町)は窯業を、南側(旧下波佐見村)は農業を中心に発展し、長崎県内で唯一海に面していない町です。昭和31年に上波佐見町と下波佐見村が合併して誕生し、平成の大合併においても近隣市町との合併をせずに、現在の町政に至っています。

## 窯業の町

波佐見町は、約400年の伝統を持つ全国屈指の「やきもの町」として栄えてきました。全国の一級家庭で使われる日用食器の約15%は波佐見町で生産され、「波佐見焼」の名称で親しまれています。1990年代前半には、全国の生活雑器の1/4から1/3のシェアを占めたこともあり、毎年5月上旬に開催される「波佐見陶器まつり」は、多くの来場客にぎわい、令和元年には全国から31万6千人もの来場がありました。現在、町内には陶磁器に関する約400の事業所があり、町内の約2,000人が窯業関係の仕事に携わっています。

波佐見焼の生産技術は朝鮮半島から伝わったとされ、慶長3年(1558年)、文祿・慶長の役に参加した大村藩主・大村喜前が陶工の李祐慶を連れ帰り、町内各所に登り窯を築いたことから、波佐見焼の産地化が始まりました。

た。その後、今日に至るまで日用食器として栄え、大量生産・大量出荷を主とする生産・販売スタイルにたどり着きましたが、平成初期のバブル崩壊が引き金となり、販売量が大きく減少。現在は、陶磁器の原型となる生地を作る生地屋の後継者不足による分業体制のバランス崩壊も懸念されるなど、課題は山積んでいます。

## 農業の町

波佐見町は県内有数の米の産地で、昭和40年代より陶磁器生産との兼業が始まりました。近年は農業の近代化にも力を入れ、県営圃場整備、農村総合整備モデル事業なども県下で第1号として実施。水田面積650haのうち約83%の区画整理が完了し、大型農機による作業とライスセンターを結んだ米麦一貫作業体制が確立されています。これによって生じる農家の余剰労働力は、地場産業である陶磁器関連産業への就労と結びつき、農工一体となって発展を続けています。

一方、都市部への人口流出や高齢化による担い手不足が進行しており、農家総数は昭和45年の1,371戸をピークに年々減少。平成27年には654戸と約半数になりました。また水稲を中心に栄えてきたため、国内消費の米離れや減反政策の廃止等による農家の苦悩が深刻になっています。



▲鬼木棚田

## 賑わいの創出

## ●鬼木棚田

鬼木棚田は、「日本の棚田百選」に選ばれた名勝地です。鬼木は虚空蔵山の裾で馬蹄形に開けたところですが、その斜面には石垣で畔を築き、棚田が段々に重なっています。近年の圃場整備で、田んぼの広さや形は耕作に便利となりましたが、下から見上げると山裾まで何十段にも重なっています。展望所や山合の景観スポットから一望する風景は、まさに絶景です。毎年9月には、「鬼木棚田まつり」が開催され、100体超が出展される案山子コンテストや棚田ウォークラリー、枝豆収穫祭など、多くの賑わいが生まれるスポット



▲西の原の入り口

トとなっています。また棚田の中心地にある鬼木加工センターでは、地元の農産物を使い、農家の主婦たち手作りの無添加・無着色の特産物が販売されています。鬼木の棚田米、波佐見町産大豆によって作られた「鬼木合わせ味噌」や、その味噌をふんだんに使った味噌漬「鬼木清流漬」等が人気を博しています。

## ●西の原

西の原は波佐見町にある福幸製陶所跡地です。現在は国の有形文化財の建物で、カフェやレストラン、雑貨店が立ち並び波佐見町を代表する観光エリアになっています。

西の原は焼物を作るのに適した斜面

フォーラム



▲西の原 カフェの外観

のある地形で、以前は幸山陶苑という江戸時代から続く窯元が営む製陶所「福幸製陶所」があり、平成13年に廃業するまで、十代にわたり波佐見焼を生産してきました。波佐見焼の特色である大量生産を行うための大きな特徴として、成形、型起こし、絵付け、窯焼とそれぞれに作業を発注する分業体制を取ることが挙げられます。昭和元年に八代目、福重武次郎氏によって西の原へ移築されたこの福幸製陶所には、事務所、細工場、絵付け場、釉薬精製所、登り窯があり、敷地内ですべての生産が可能という貴重な製陶所でした。

現在の西の原は、歴史と趣のある建物を利用し、約1、500坪の敷地内に、輸入雑貨やユニークな画材等を取り扱うショップから、おしゃれな内装とメニューが特色のカフェ・レストラン、地元のお母さんたちがにぎるおにぎり屋さんなどが立ち並んでいます。元ろくろ場はギャラリーコーナーとなり、スペースの広さを活かした展示会やライブ、ワークショップを開催。その他、波佐見焼のデコレーション体験施設や、倉庫を活用したボルダリング施設まで幅広いレジャー施設があります。平成24年2月に国の有形文化財に、同年5月には県のまちづくり景観資産に登録されました。元製陶所として使用されていた当時の面影を残しつつ、全く新しい空間として再生され、インスタグラムなどのSNSでも話題にな



▲西の原 倉庫を活用したボルダリング施設



▲陶郷「中尾山」

るなど、若者を中心に人気のスポットです。

●陶房青  
1644年に始まったとされる陶郷「中尾山」での陶磁器生産。現在でも20程度の窯元・商社が陶郷としての歴史を守っています。中尾山のほぼ中央、石畳の細い路地を上がる途中に佇むのは「陶房青」です。窯元の吉村聖吾氏は19歳の若さで窯業の世界に入り、父親の後を継ぎました。現在「陶房青」では、大学を卒業したばかりの若者から絵付け歴30年を誇る大ベテランまで、10人の職人が働いています。窯元の吉村氏は、一日に約50個もの陶器を作っています。今は機械でもっと簡

単に作る事ができますが、味を出すため、今も一つひとつ丁寧に作っていると話されていました。

陶磁器づくりは、まずろくろや押し型を使用して形を作る成形の後、乾燥させてきれいにしてから1、000℃の熱で素焼きをします。下絵付けを行った後、汚れや水漏れを防止する釉薬を施し、1、300℃の熱で本焼きをすると、釉薬が溶けて絵具が発色します。その後さらに上絵付けを行い、検品をして完成します。陶磁器づくりの働き手は地元よりも町外出身者が多く、ヨーロッパなど海外から来る方もいます。多くの働き手は技術を覚えるのと地元で開業するなど独り立ちしますが、実際に成功するのは10人に1人程という厳しい世界です。



▲「陶房青」窯元 吉村聖吾氏

フォーラム

地域農政未来塾第3期生の今里氏は、窯業・農業共に担い手の確保が急務であることに鑑み、従来から行われてきた陶農兼業とは違う、外部から人を呼び込むための新しい「陶・農」兼業によるライフスタイルを論文で提唱しました。ターゲットを「定年後移住型」と「子育て世代移住型」に絞り、それぞれの経済面・生活面を考察。サポートを行った上で町外部への魅力発信を図っていくという提案です。

ターゲットの一つである「定年後移住型」では、経済面では年金にプラス5万円の月収を得ることができると

新しい「陶・農」兼業によるライフスタイル



▲「陶房 青」の内観



▲町長室で一瀬町長(中央)の話を聞く生源寺塾長(左上)

づくり、生活面では農機具のシェアリングサービス等、行政がある意味では便利屋として機能するスタイルを提起。セカンドライフの充実を念頭に置きます。一方もう一つのターゲットである「子育て世代移住型」は、「継業」によるトレーナー制度の実施やハウスの建設等のサポートを行い、アスパラガスを中心に農閑期に窯業を行うスタイルや、窯業を中心に水稲作の週末農業を行うスタイルを提起。町からの補助金を活用した経済的支援も行います。生活面では、地域コミュニティの形成に係る行政サポートを行い、移住者の負担を軽減。子育て世代は、生活を成り立たせるために経済面のサポートを重視し、移住者に職業選択の幅を持たせます。



▲役場で論文発表を行う今里氏

近年U・イターナー者による古民家カフェやレストラン開業、SNSでの注目など、外部からの波佐見町の評価が高まっています。また農業においては、米づくり体験や酒造り体験を通じた関係人口の増加、窯業では作業場を観光資源として生かす観光施設企画など、町の魅力発信につながる新たな胎動が町内で生まれています。それらを活かし、波佐見町の魅力を多方面で情報発信していくことで、移住者を呼び込み、さらに定住させていく。これが新しい「陶・農」兼業によるライフスタイルの鍵です。今里氏の提案に、生源寺塾長を始め地域農政未来塾からも、未来につながる期待が寄せられています。

おわりに

波佐見町を知らない人たちにに対し、どのようにして知名度やブランドを上げていくか。東京都浜松町では、このようなテーマのもと、波佐見町のファン拡大を目指し、波佐見焼プロ養成講座が毎年開催されています。町づくりで大切なのは中長期な「意識改革」と「人づくり」と一瀬政太町長は言います。「それはすぐに成果が出るものではなく、10年かかる」、「今は販路がインターネット中心に変わってきていて、30代・40代といった若い世代が強い」と話されていました。

今里氏を始め、若い世代が盛り上げていくこれからの波佐見町。今後益々目が離せず、期待が膨らみます。皆さま、ぜひ一度波佐見町へ足を運び、その魅力を味わってみてください。

全国町村会 前田 夏樹

●休刊のお知らせ●

4月27日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3118号は5月11日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いたします。

情 報

季節に拾う・新歳時記(4月)

小牧規子(ジャーナリスト)

入学式

4月は入学の時。桜吹雪の中、入学式に臨んだ人もいることだろう。日本では4月が入学の時だが、欧米では9月入学が主流だ。学校教育法では、小・中学校、高校、大学などの学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定められている。

しかし、大正時代までは、大学などの高等教育機関は9月入学が主流だった。1886年に発足した帝国大学も学年を9月から始めていた。この年、政府の会計年度が4月から翌年3月までになり、1900年には小学校の学年は4月から始まることが定められ、大正の終わりごろには大学も4月入学に移行するようになった。

ちなみに最近の大学の入学式では、新入生の76%が保護者同伴だという。

桜鯛

「鯛」は最も日本的な魚。谷崎潤一郎は小説『細雪』の中でこう記している。万葉の時代から美味な魚として珍重されてきた。桜の咲くころの鯛は、産卵を控えた体が婚姻色でピンク色に染まり、桜鯛とも呼ばれている。

産卵のために瀬戸内海の浅瀬に入ってくる桜鯛は群れを成すため、海面が

盛り上がりつつ見える。これを「魚島」と言い、大阪・船場ではかつて、魚島の鯛は安くておいしいからと、親類や知人に贈る風習があったという。

鯛は頭からしっぽ、骨、皮、内臓まで全て使い切ることができ、始末の精神が根付く関西では特に好まれた。その身は淡白な中にもうまみが詰まっております、刺身やしゃぶしゃぶで食すとおいしい。

永井荷風

江戸情緒を愛し、反時代的な生き方を貫いた作家。東京・小石川生まれで、早くから江戸の戯作に親しんだ。官立高等商業学校附属外国語学校中退。フランス語を学び、ソラに心酔した。

1903年から1908年まで外遊。帰国後、『あめりか物語』『からんす物語』を発表し、文名を高めた。1910年、慶應義塾大学の教授に就任し、『三田文学』を創刊。一方で、花柳界に入り浸り、『腕くらべ』『つゆのあとさき』など耽美的な作品を残した。1952年文化勲章受章。1959年4月30日朝、一人で暮らしていた千葉県市川市の自宅で亡くなっているのが見つかった。79歳。文壇との交わりも廃し、孤高のうちに世を去った。

交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

(お問い合わせ・お申し込み)

公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

☎ 0120-16-3611 (基金事業)

03-3237-0158 (支援給付事業)

協力団体/ 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5608-7560)

交通遺児育成基金事業

損害保険会社等から支払われる損害賠償金等から基金に拠出金を払い込むと、これに国庫補助金と民間援助金を加えて安全・確実に運用し、お子様の養育資金として3か月ごとにまとめて満19歳に達するまで、育成給付金を送金します。

交通遺児等支援給付事業

中学生以下の交通遺児または交通事故により重度の後遺障害を負われた方の子弟がいる家庭で、生計が困窮している家庭を対象にした給付事業です(貸付けではありません)。

●加入年齢

満16歳未満の遺児が加入できます。

●拠出金額

加入年齢により異なります。

●給付金額

育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

●越年資金

12月に2万5千円を支給します。

●入学支度金・進学等支援金

小学校、中学校入学時に5万円を支給します。

●進学等支援金

高校進学時又は就職時に5万円を支給します。



こばやし とも ひと  
徳島県石井町長 小林 智仁

## 随 想

### 基礎自治体の誇り ～小さいことほど丁寧に、 当たり前のことほど真剣に～

石井町は、昭和30年に1町4村が合併して誕生した町で、いわゆる平成の大合併には参加せず自主自立の道を選び、平成27年に町政施行60年を迎えました。町の北側には、日本三大暴れ川のひとつ、四国三郎の異名を持つ吉野川が流れ、往事は藍作が盛んに行われていました。

町域面積は28.85km<sup>2</sup>、東西約6km、南北約5.5kmのほぼ正方形のコンパクトな町となっています。

現在の基幹産業は農業で、一年を通じて比較的温暖な気候に恵まれ様々な農作物が生産される一方、県都・徳島市の西隣に面している立地条件からベッドタウン化も進み、令和2年1月現在で約25,800人の住民が暮らす町へと発展してきました。

私は、石井町生まれの石井町育ちで、町議会議員を経て、平成27年5月に36歳の若さで町長に就任しました。当時、中国四国地方では最年少の町村長で、全国でも10番目の若さだったと記憶しています。

就任した年が地方創生総合戦略の策定期であったため、直ちに策定に取りかからなければなりませんでしたが、やる気がみなぎる一方で、不安も多くありました。

というのも、役場の幹部職員は全て私より年上の方ばかりで、あるいは親と同年代という方もいるなか、36歳の若者を信用して一緒に仕事をしてくれるのだろうか、組織としての指示系統が確立できるのだろうかなどの懸念があったからです。

しかし、その懸念は、就任後比較的早い段階で杞憂だったことが分かりました。幹部職員はもとより、職員が私の立場を尊重すると同時に積極的なサポートを行いつつ、町政を

前へ前へと進める努力を共に行ってくれたからです。そして、それこそが、町民の方々が私に与えてくれた力だと改めて認識しました。

職員に直接聞いたことはないですが、実績も何もない私自身を最初から信用してくれたとは未だに思っています。しかし、そのような状況でも、組織体制を崩さず共に歩んでくれたのは、私を選んだ住民の方々に信用しているからだと思います。

当然のことですが、町長は住民の直接選挙によって選ばれます。そして、選ばれた後は、住民の方々の想いや声を背負いながら、役場職員と共にこの町の10年先、20年先を見据えつつ、4年間で成果を出していかなければなりません。そのためにも、首長自身が地域を知ることが必要です。

私自身、前職の町議会議員の時から数えると、10数年で町内約1万戸全世帯をくまなく8回は訪問しています。それ故、いまでは町民の方の名前を聞けばどこに住んでいるのか、玄関の位置や前道路がどのくらい傷んでいたのかなど、ある程度のこととは分かるようになってきました。

地域を知ればおのずとやるべきことも見えてきます。しかし、やるべきことも住民の方々の信頼関係が

築けていなければ、成し遂げることは出来ません。なぜなら、この町の主役は行政ではなく、ここに住んでいる町民の方々だからです。

基礎自治体である市町村は住民の方々と非常に近い距離で日常を送っており、毎日のように大小様々な相談事が住民の方々に寄せられます。その内容は、業務に関するものももちろん、近所内のいざこざや相續など家庭内のトラブルを含め多岐にわたりますが、どの相談もすべて、当事者たる住民の方々にとって解決したい事柄ばかりです。

傾聴・共感を行いつつ、住民と共に解決方法を模索しながら信頼関係を築き、官民一体となって住民福祉の向上を目指す。住民に最も近い基礎自治体だからこそ出来ることですし、その成果を目に見える形で実感することが出来る特権を持っていると思います。

少子高齢化、人口減少社会を迎えている現在、行政として、やるべきこと、やらなければならないことは数多くありますが、私は常に「小さなことほど丁寧に、当たり前のことほど真剣に」の言葉を原点に、役場職員と力を合わせ、住民の方々と共に歩んでいきたいと思えます。その歩みが、地方創生に繋がると思っています。